## 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化(社会保障施策に要する経費への充当)することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成29年度太良町 一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 142,814 千円うち社会保障財源分 64,828 千円

(歳出) 226,025 千円

(単位:千円)

	業名	経費	財		源		
事			特定財源			_	般 財 源
			国 県 支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	29, 451	6, 258	0	78	23, 115	14, 000
社会保険	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	183, 312	0	0	0	183, 312	39, 828
保健衛生	各種健(検) 診委託料	13, 262	200	0	700	12, 362	11, 000
合	計	226, 025	6, 458	0	778	218, 789	64, 828